

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026 年 1 月 30 日

【発行者の名称】

カレント自動車株式会社
(CURRENT MOTOR Corporation)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 江頭 大介

【本店の所在の場所】

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 5 番地 11

【電話番号】

045-476-1000 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 須田 淳

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

カレント自動車株式会社
<https://www.currentmotor.co.jp/>

株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 (単体)	第25期 (単体)
決算年月	2024年10月	2025年10月
売上高 (千円)	12,186,198	10,120,947
営業利益 (千円)	192,147	339,237
経常利益 (千円)	180,948	342,674
当期純利益 (千円)	106,664	218,749
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	600,000	600,000
純資産額 (千円)	794,252	1,002,282
総資産額 (千円)	2,615,389	2,379,325
1株当たり純資産額 (円)	1,346.28	1,704.43
1株当たり配当額 (円)	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	180.82	371.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	180.33	370.65
自己資本比率 (%)	30.4	42.1
自己資本利益率 (%)	14.5	24.4
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△381,537	459,104
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△337,694	△16,077
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	334,386	△551,323
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	945,141	836,845
従業員数 (人)	114	97
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(4)

- (注) 1. 当社は、第24期より財務諸表を作成しているため、第23期の財務諸表は記載しておりません。
2. 連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有している関係会社が、利益基準及び利益剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(参考情報)

回次	第23期 (連結)
決算年月	2023年10月
売上高 (千円)	10,322,694
営業利益 (千円)	200,510
経常利益 (千円)	192,895
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	128,838
包括利益 (千円)	129,851
純資産額 (千円)	675,111
総資産額 (千円)	2,270,749
1株当たり純資産額 (円)	1,136.74
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	219.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	29.4
自己資本利益率 (%)	21.3
株価収益率 (倍)	—
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	678,419
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,764
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,591
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,329,987
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	119 (10)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため、記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2【沿革】

年 月	事 項
2000年5月	神奈川県横浜市都筑区にて中古輸入車販売事業「ブルーガレージ」を創業
2000年12月	有限会社ガレージカレント（現当社）を設立
2004年5月	株式会社ガレージカレントへ組織変更
2006年12月	整備事業の強化を目的として株式会社カレントテックセンターを設立
2010年12月	「外車王」ブランドにて全国規模での輸入車買取事業を開始
2014年9月	IT部門を開設し、WEBマガジン「Current Life（現外車王SOKEN）」を発刊
2014年10月	パーツ部門を開設し、自動車部品の供給サービスを開始
2015年5月	商号をカレント自動車株式会社へ変更
2015年10月	パーツ集中物流拠点（須坂ロジスティクスセンター）を開設
2016年6月	外車王の買取情報を会員企業へ配信サービス開始
2016年12月	整備フランチャイズ展開を目的にICIN株式会社を設立
2017年2月	自社パーツブランドである「CRT」を発売開始
2017年11月	輸入車パーツECサイト「EURO AUTO」を事業譲渡により取得
2017年12月	「旧車王」ブランドによる全国規模での旧車買取事業を開始
2018年10月	米国法人Fairview International Trading, LLCの持分を取り、パーツ調達網を強化
2020年4月	パーツ物流体制強化のため、長野県須坂市から神奈川県川崎市へ物流拠点を移転し「京浜ロジスティクスセンタ」を開設
2020年5月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場
2022年1月	本社を神奈川県横浜市港北区へ移転
2022年4月	WEBマガジン「旧車王ヒストリア（現旧車王マガジン）」を発刊
2022年10月	株式会社カレントテックセンターを吸収合併し整備事業部に変更
2023年3月	横浜市港北区にキャンピングカー専門店「ガレージカレントCamp」をオープン
2023年11月	ICIN株式会社を吸収合併
2023年12月	兵庫県尼崎市にパーツ物流拠点「尼崎ロジスティクスセンタ」を開設
2024年2月	神奈川県横浜市都筑区に自動車再生機能の強化のため「都筑PDIセンタ」を開設
2024年11月	神奈川県横浜市青葉区にネオクラシック名車専門店「ガレージカレント直販センタ」をオープン

3【事業の内容】

当社グループは、当社（カレント自動車株式会社）及び持分法非適用関連会社 1 社で構成されており、自動車のアフターマーケット領域で事業展開をしております。

「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、車を通じて人々の幸せと社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、輸入車・旧車に長年特化してきたことにより培った専門性・技術力を活かし、次のとおり事業を行っております。なお、当社グループは「車輛及びその関連事業」の単一セグメントですが、専門性・技術力を強みとした自動車再生メーカーに係る周辺事業を多角的に展開しております。

【車輛事業】

(1) 自動車買取事業

当事業は自社で運営する WEB サイト「外車王」「旧車王」等を通じて、長年培ったノウハウを活かした適正査定のもと、全国のユーザーから中古車を買取し、修理修復を施し、オートオークション及びエンドユーザーに販売する、自動車再生メーカーとしての主力事業となります。まだまだ走ることができ、ユーザーにとって魅力ある車であるにも関わらず、年式が古い、特定箇所が壊れている等の理由で、取扱いの難しい車は簡単に廃車になっていく現実があります。これからは、新車を買って一定期間利用したら廃車にする、というハイパー消費時代は終わりを告げ、循環型社会への転換が求められています。中古車の活用を推進することで、持続可能な社会の実現を目指す、自動車再生メーカーの中核を担う事業であります。

当社がターゲットとしている取扱いの難しい車はオートオークションで売買事例が少なく相場が不透明で、ユーザーの需要を読むのが難しく、また年式が 10 年を超えると修理修復の必要な箇所の見極めも困難です。当社は、設立以来培った取扱いの難しい車（希少車、名車も含む。）における需要の目利きのノウハウや、自社で整備工場を持ち、パーツも調達できる自動車再生メーカーとして修理修復機能をもっております。そのため、当社はユーザーに対してトータルでご納得いただける金額を提示することができ、この満足感が車の買取競争上、他社に比べて有利に働いていると考えております。実際にユーザーから取得したアンケートでは、他社と比べ当社が車輛の隅々まで状態を見ており、金額を算出するだけの査定ではなく個々の状態を見極める鑑定を行っているという評価いただき、納得のいく金額で満足したという声を多数いただいております。

また、その査定ノウハウと適正価格算出の裏付けとして、当事業では二重査定を一切行わない方針としております。二重査定とは、提示した金額での買取契約を結んだ後に、不具合や故障などが発覚したことを理由に、買取金額の減額を行うことで、自動車買取業界で大きな問題とされています。当社は買取業界の公正化・健全化を目指し、二重査定を禁止とする JPUC（一般社団法人 日本自動車購入協会）の厳正なる審査を通過し、当協会に加盟しております。さらに、消費者保護のための当該協会の基準を遵守し一定要件をクリアした「適正買取店認定制度」にて認定を受けており、ユーザーへ安心安全な中古車買取サービスを提供しております。

(2) 自動車販売事業

当事業は輸入名車等の専門店「ガレージカレント」等を通じて、車好きのマニア層に人気の高い中古車モデルを、徹底した品質管理のもと全国のエンドユーザーへ販売しております。

「ガレージカレント」では、ドイツ車を中心に希少モデル、ワンオーナー・2 オーナー、無事故車、低走行車を中心に取り揃えています。輸入車専門店として長年にわたり培った目利きを活かし、細部の状態にまでこだわっているため、車好きには有名な専門店として認知されており、テレビや新聞のような大手メディアや有名な自動車業界専門誌にて取り上げられています。

【車輛関連事業】

(1) IT 事業

当社は、自動車の売却を検討するユーザーからの買取査定依頼を「外車王」をはじめとする WEB サイトを中心に集客しており、電話や LINE など複数のチャネルを通じた利便性の高い顧客導線を構築しています。自動車再生メーカーとして、単なる案件獲得にとどまらず、価値ある車を修復・再流通させる取組みや、自動車買取に関する幅広い情報発信を行うことで、ユーザーに安心感のある利用体験を提供しております。

当社のサービスは、ユーザーからの査定依頼情報を当社が丁寧に確認・整理したうえで、登録事業者へ提供し、その後の入札を通じてユーザーが査定希望先を主体的に選択できる仕組みとなっております。このプロセスにより、ユーザーにとっては一斉に複数の事業者から連絡が殺到する従来型サービスの不便さを解消でき、また事業者にとっては精度の高い情報に基づいた効率的な営業活動を実現できる点が大きな特徴です。

当社の収益モデルは、固定の月額利用料・情報配信料・成果連動型課金の 3 要素で構成されております。中でも中核となるのは、ユーザーに選択された事業者に対しお客様情報を開示する際の成果連動型課金であり、当社収益の主要部分を占めております。一方で、一定の固定利用料や情報配信に係る費用も発生する仕組みを採用しているため、事業者側からは「全く費用がかからないモデル」ではなく、合理的かつ持続性のあるコスト構造として理解されています。これにより、事業者は費用対効果を意識しつつ、実効性のある投資を行うことが可能となっております。

このように、当社 IT 事業は、人が介在することによる情報の正確性・信頼性とユーザー主体の選択を尊重する仕組みを組み合わせた独自性の高いサービスモデルです。結果として、ユーザーにとっては安心・信頼性の高い取引体験を享受でき、事業者にとっては効率的かつ確度の高い新規顧客獲得を実現できるという「三方良し」の関係を築いています。当社は本事業を今後さらに拡大・発展させ、持続的な成長を支える柱として位置付けてまいります。

(2) パーツサプライ事業

輸入車に特化したパーツの供給事業を行っております。持分法非適用関連会社の Fairview International Trading, LLC 及びその他の海外部品商や国内部品商から低価格で高品質なパーツや入手困難なパーツを調達し、自動車再生メーカーとして当社内でのパーツ供給を実現するとともに、整備事業者への卸売も行っております。通常パーツに加えて自社パーツブランド“CRT”シリーズも販売しております。

(3) 修理・整備事業

当社は車輛整備工場「カレントテックセンタ」を運営しております。「カレントテックセンタ」はドイツの自動車システムメーカーである Robert Bosch GmbH が認定した自動車整備工場（ボッシュカーサービス（BCS）加盟）であり、輸入車の修理、整備、車検、钣金サービスを旧車から最新モデルまで幅広く提供しています。当社の自動車再生事業における内製整備拠点として車輛の修理・修復を担うとともに、エンドユーザー向けの整備サービスも実施しています。さらに、整備技術の研究・蓄積を通じて「取扱いの難しい車」に対応する修復力を強化する役割を果たしており、フランチャイズ事業「Dr. 輸入車」（後述）の旗艦店としての機能も兼ね備えています。

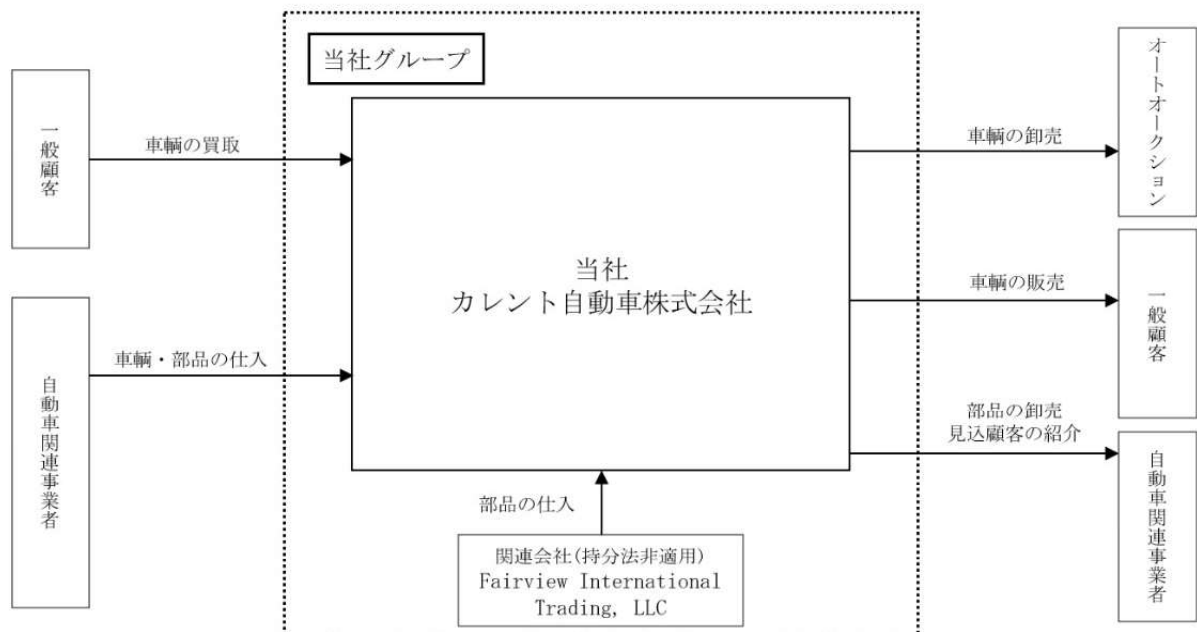
加えて、当社では内製拠点として「PDI（Pre Delivery Inspection）センタ」を運営しております。PDI センタでは、当社が買い取った車輛をオートオークションに出品する前に、入札価格の最大化を目的とした費用対効果の高い加修を実施しており、再流通過程における価値向上を担う重要な役割を果たしています。これにより、車輛 1 台ごとの収益性改善に直結するとともに、当社の自動車再生モデル全体の競争力を一層高めています。

当社の修理・整備事業は、単なる整備サービス提供にとどまらず、自動車再生における技術力の蓄積と収益最大化を実現する戦略的機能を有しており、今後も整備拠点の拡充とノウハウの深化を通じて、持続的な成長を支える基盤事業として発展させてまいります。

(4) 整備ネットワーク事業

「輸入車整備に特化した整備事業者」のフランチャイズ展開を行い、「Dr. 輸入車」の FC 本部として加盟店へ輸入車整備工場運営に関するノウハウ・技術・研修・ツールを提供しております。当事業は、当社で培ってきた整備情報を、他社整備工場がフランチャイズ加盟することで活用できる事業となっております。

【事業系統図】



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
97（4）	31.4	2.95	5,207

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、「車輛及びその関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における国内中古車登録台数は 3,649,029 台となり、前年同期比で 99.6%の結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような事業環境のもと、自動車再生メーカーとして取扱いの難しい車に特化した事業に注力するとともに、IT を活用して各種取り組みを推進してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は 10,120,947 千円（前年同期比 16.9%減）となり、営業利益は 339,237 千円（前年同期比 76.6%増）、経常利益は 342,674 千円（前年同期比 89.4%増）、当期純利益は 218,749 千円（前年同期比 105.1%増）となりました。

なお、当社は「車輛及びその関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、836,845 千円（前事業年度末比 108,296 千円減少）となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は 459,104 千円（前年同期は 381,537 千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上 333,558 千円、売上債権の減少額 82,795 千円、仕入債務の増加額 51,209 千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は 16,077 千円（前年同期は 337,694 千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 11,287 千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は 551,323 千円（前年同期は 334,386 千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入れによる収入 1,580,000 千円、短期借入金の返済による支出 2,080,000 千円、長期借入金の返済による支出 40,604 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は「車輛及びその関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社の事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社の事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当事業年度 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)	前年同期比 (%)
車輛及びその関連事業 (千円)	10,120,947	83.1

(注) 最近 2 事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社ユー・エス・エス (オートオークション)	10,315,790	84.7	8,145,015	80.5

3【対処すべき課題】

当社は、「取扱いの難しい価値ある自動車を修理修復して再流通させる」というミッションのもと、自動車再生メーカーとして取扱いの難しい車に特化した事業に注力するとともに、IT力を活かした各種取り組みを推進しております。

上記を踏まえ、当社は対処すべき課題として以下の項目を認識し、これらに対処してまいります。

(1) 認知度の向上及び企業ブランドの確立

市場における存在感に比して、競合他社よりも認知度が低いことが課題となっております。今後も高付加価値の商品供給や他の追従を許さないサービスにより企業としての信頼をユーザーから得ていくと同時に、ITを活用した適切な広告展開等の強化により、認知度の向上及び企業ブランドの確立に努めてまいります。

(2) 自動車再生機能の強化

自動車再生メーカーとして、修理修復による全取扱い車輛の価値向上を実現するために、PDI センタの増強等による自動車再生機能の強化を図ってまいります。

(3) 経営基盤の強化

経営基盤の安定と発展のため、持続可能な販売網の拡大、さらには販売先のニーズに対応するために買取による仕入体制の強化を模索してまいります。また、資金調達手段の多様化を充分活用し、当社の資本増強をおこない、経営基盤の強化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 人財について

当社は、縦割りの組織ではなく、横との連携を密にとり、効率的かつ機動的な経営を指向し、柔軟に事業推進を行い、少人数で最大の価値とパフォーマンスを生み出す組織体制の構築を目指しております。当社が推進する自動車に関わる事業については様々なノウハウを要する業務であり、人財は極めて重要な経営資源であります。当社が確実な事業推進と企業成長をしていくためには、ノウハウ・情報の共有化、従業員の継続的能力の向上に努めるとともに、専門性の高い人財の確保やマネジメント層並びに次世代を担う若手社員の採用及び育成・教育が不可欠であります。しかしながら、当社が求める人財の確保や育成が十分できない場合、あるいは現時点における有能な人財が社外流出した場合には、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 株式会社ユー・エス・エスの運営するオートオークションへの依存について

当社は、売上の大部分を株式会社ユー・エス・エスの運営するオートオークション会場への出品に依存しております。当社は、当該オークション会場が定める規約を遵守すべく業務手続を整備し、当該手続きに則り業務を遂行するよう努めておりますが、オペレーションミスや予期せぬ事故等により、オークション規約に抵触し、オークション会場から取引停止等の処分を受ける可能性は皆無ではなく、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) エンドユーザーの嗜好の変化について

当社は輸入車・旧車に特化した中古車の買取・販売を行っております。販売面においてはオートオークションへの販売と、車好きのマニア層に人気の高い中古車モデルをエンドユーザーに販売しておりますが、一方で、昨今の少子高齢化や若者の嗜好の変化に伴う車離れが引き続き継続した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当事業年度末現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、業績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(5) 有利子負債への依存について

当社が拡大を進める中で、新規事業には多額の投資が必要であり、当社はこれら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当事業年度末における当社の総資産に占める有利子負債の割合は 26.8%、支払利息は

11,010 千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して当社業績に影響を及ぼす可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大に必要な資金調達が困難になる場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である江頭大介は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人財の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合、現状では当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟等について

当社は、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が販売する商品・サービスに関して、瑕疵等の発生、最終消費者からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 在庫リスクについて

当社が行う事業においては、お客様のニーズに合わせるため、多品種のパーツ製品を仕入れ販売しております。そのため、需要予測に基づいた綿密な仕入計画を実行しておりますが、販売予測と実際の乖離が生じ滞留在庫が多量に発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報について

当社は、営業活動上お客様の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底等、個人情報の管理体制の整備を行っておりますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害について

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行（パンデミック）が発生した場合、当社の営業活動に支障が生じる可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的・人的被害により、当社の事業戦略や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制等について

当社の事業は、古物営業法、道路運送車両法、道路運送法、保険業法等の適用を受けております。当社では、これら法規制を遵守すべく、社内規程等を整備しており、現在のところ取消事由は発生しておりません。しかしながら、法改正等により新たに取消事由に抵触する事態が生じた場合には、当社の業務運営に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に 2020 年 5 月 20 日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2018 年 9 月 28 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日

から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に

- 限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫株式の譲渡制限
- 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭指定振替機関における取扱い
- 甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮株主の権利の不当な制限
- 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議

又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 1,927,011 千円で、前事業年度末に比べ 239,782 千円減少しております。現金及び預金の減少 108,296 千円、売掛金の減少 82,795 千円、商品及び製品の減少 21,810 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 452,314 千円で、前事業年度末に比べ 3,718 千円増加しております。繰延税金資産の増加 17,787 千円、機械及び装置の増加 4,243 千円、ソフトウェア仮勘定の減少 8,250 千円、建物の減少 7,273 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 1,129,292 千円で、前事業年度末に比べ 409,245 千円減少しております。短期借入金の減少 500,000 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 247,751 千円で、前事業年度末に比べ 34,847 千円減少しております。長期借入金の減少 35,256 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は **1,002,282** 千円で、前事業年度末に比べ **208,029** 千円増加しております。当事業年度における当期純利益の計上による利益剰余金の増加 **218,749** 千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

当事業年度における経営成績の概況については、「1 【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資額（ソフトウェアを含む）の総額は14,572千円であり、その主なものは車輛再生工場の機械及び装置の取得によるものです。

なお、当社は「車輛及びその関連事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりです。

2025年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (人)
		建物及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
都筑 PDI センタ (神奈川県横浜市 都筑区)	整備工場	115,296	166,978 (741.72)	21,316	303,590	9

(注) 当社は「車輛及びその関連事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株） （2025年10月31日）	公表日現在発行数（株） （2026年1月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,400,000	1,800,000	600,000	600,000	東京証券取引所 （TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,400,000	1,800,000	600,000	600,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①第3回新株予約権

決議年月日	2022年10月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社新株予約権の受託者 1
新株予約権の数（個） ※	5,130
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 5,130
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,445
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年11月1日 至 2031年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,460.51 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算定される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使の条件 ※	(1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 (2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去 5 年以内にこれらに該当した疑いのある場合 (3)本新株予約権者は、2023 年 10 月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における売上総利益が 2,000,000 千円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。 (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。 (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5)新株予約権を行使することができる期間 行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。 (6)新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。 (7)譲渡による新株予約権の取得制限 再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8)再編対象会社による新株予約権の取得事由 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
----------------------------	--

※当事業年度の末日（2025 年 10 月 31 日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2025 年 12 月 31 日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき 15.51 円で有償発行しております。

2. 当社は、当社役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である江頭大介を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、宇根陽介を受託者（以下「本受託者」とする）とする新株予約権にかかる金銭信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、本信託を活用したインセンティブプランを実施いたします。本インセンティブプランは、交付の条件としては、東証グロース市場に当社が上場を実現することが条件となっております。

名称	新株予約権の数	新株予約権交付日
契約書番号 3	5,130 個	当社が東証グロース市場に上場した日から 6 ヶ月が経過する日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拋出し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拋出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、上記表中の交付日において、当社により本新株予約権の交付を受ける者として指定された当社役職員等（以下「受益者」といいます。）に分配されることになります。

当社は、交付日において、受益者を、本新株予約権の配分方法が規定されるポイント付与規定（以下「ポイント付与規定」といいます。）に従って指定します。当社の定めるポイント付与規定では、当社の取締役会によって構成される評価委員会が①半期ごとの利益評価、②半期ごとのフィロソフィ評価、③当社の成長に大きく貢献するアクション等に対する特別インセンティブという交付目的ごとに、定められた頻度で当社役職員等の評価を行い、ポイントを仮に付与していくものとされております。そして、評価委員会は、信託期間中に評価委員会によって当社役職員等に対して仮に付与されることとなったポイント数を参考に、最終的に受益者及びその者に交付すべき本新株予約権の個数を決定、本受託者に通知することとされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります。当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストック・オプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度

煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、本受託者に対して発行された本新株予約権を、当社役職員等の貢献期待値に応じて、公平に分配することが可能であり、将来採用される当社役職員等に対しても適切な数量の本新株予約権を分配することが可能となるほか、従来型のインセンティブプランでは実現し得なかった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人財の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

本信託契約の概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	江頭大介
受託者	宇根陽介
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日 （信託契約開始日）	2022 年 11 月 18 日
信託契約満了日 （本新株予約権の交付日）	当社が東証グロース市場に上場した日から 6 ヶ月が経過する日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社役職員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規定に記載されております。

②第 5 回新株予約権

決議年月日	2025 年 8 月 18 日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 8
新株予約権の数（個） ※	58,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 58,000
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	3,610
新株予約権の行使期間 ※	自 2027 年 8 月 19 日 至 2035 年 8 月 18 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,610 資本組入額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算定される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使の条件 ※	(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合 (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ 当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。 (7) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び取得条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。 (8) 譲渡による新株予約権の取得制限 再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。 (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
----------------------------	--

※ 最近事業年度の末日（2025 年 10 月 31 日）における内容を記載しております。最近事業年度末日から提出日の前月末現在（2025 年 12 月 31 日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

2. 本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済 株式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2020年2月27日	599,800	600,000	—	10,000	—	—

(注) 当社は、2020年2月27日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元 未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その他 の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	6	8	—
所有株式数(単元)	—	—	—	2,401	—	—	3,599	6,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	40	—	—	60	100	—

(注) 自己株式12,000株は、「個人その他」に120単元を含めて記載しております

(7) 【大株主の状況】

2025年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ディーイー工業合同会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西5-15-26	240,000	40.8
江頭 大介	神奈川県横浜市青葉区	239,900	40.8
竹下 智彦	神奈川県横浜市都筑区	60,000	10.2
渡辺 一世	東京都世田谷区	30,000	5.1
石原 直人	神奈川県横浜市緑区	12,000	2.0
都築 哲平	東京都世田谷区	6,000	1.0
株式会社ユナイトフォー	東京都練馬区東大泉2-26-3	100	0.0
計	—	588,000	100.0

(注) 1.当社は自己株式12,000株を保有していますが、上記大株主からは除いています。

2.株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除しており、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

①発行済株式

2025年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 12,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 588,000	5,880	権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は100株で あります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	600,000	—	—
総株主の議決権	—	5,880	—

②自己株式等

2025年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合（％）
（自己保有株式） カレント自動車株式会社	神奈川県横浜市港北区 新横浜二丁目5番地11	12,000	—	12,000	2.00
計	—	12,000	—	12,000	2.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」をご参照ください。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第 155 条第 3 号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価格の総額 (千円)
株主総会（2025 年 1 月 24 日）での決議状況	1,900	10,719
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,900	10,719
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
公表日現在の未行使割合（％）	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価格の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価格の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	12,000	—	12,000	—

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としております。剰余金の配当等の決定機関は、「会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めているため、取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近 3 年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第 23 期	第 24 期	第 25 期
決算年月	2023 年 10 月	2024 年 10 月	2025 年 10 月
最高 (円)	—	—	—
最低 (円)	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 第 23 期から第 25 期においては売買実績がありません。

(2)【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2025 年 5 月	2025 年 6 月	2025 年 7 月	2025 年 8 月	2025 年 9 月	2025 年 10 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2025 年 5 月から 10 月までにおいては売買実績がありません。

5【役員の状況】

男性 7 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率 1%)

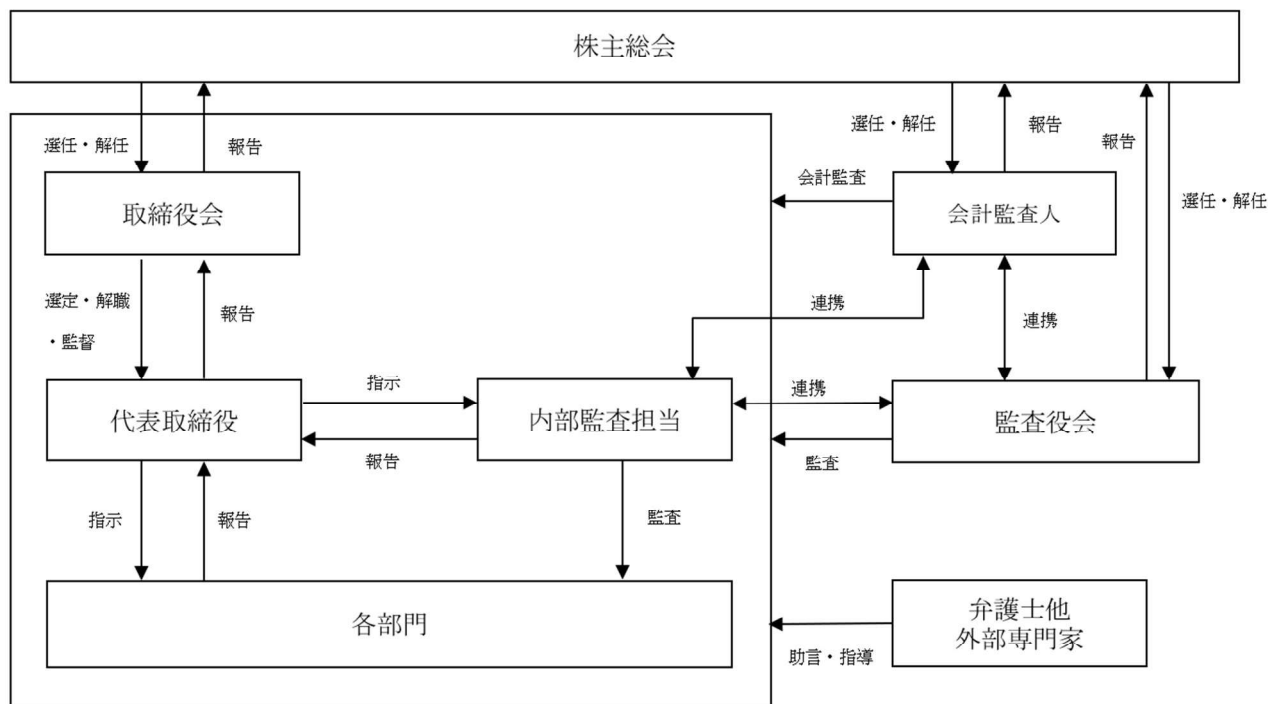
役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役 社長	江頭 大介	1976年2月6日	1994年4月 2000年5月 2000年12月	東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社 ブルーガレージ創業 有限会社ガレージカレント（現当社） 代表取締役社長（現任）	(注)1	(注)5	239,900
取締役	林 靖浩	1980年9月13日	1999年4月 2007年9月 2010年1月 2013年5月 2021年2月 2022年1月 2026年1月	山文商事株式会社 入社 株式会社ネットテン 入社 株式会社いえらぶGROUP 入社 株式会社エンレボリユーション 入社 当社IT事業部長 当社取締役（現任） 当社経営企画室長（現任）	(注)1	(注)5	—
取締役 管理部長	須田 淳	1983年4月21日	2007年8月 2008年8月 2017年12月 2019年9月 2023年5月 2023年11月 2026年1月	Ernst & Young ロサンゼルス事務所 入所 プレミアムデリバリー合同会社 設立 株式会社エス・エム・エス 入社 株式会社メドレー 入社 当社管理部長（現任） 当社執行役員 当社取締役（現任）	(注)1	(注)5	—
社外 取締役	佐藤 健司	1953年9月11日	1978年4月 1981年10月 1990年3月 1993年6月 2004年1月 2004年4月 2011年6月 2016年7月 2016年7月 2017年7月 2021年1月 2024年7月 2025年7月	トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社 関西電波工業株式会社（現株式会社ギガス）取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 株式会社ケーズホールディングス 取締役 同社代表取締役副社長 同社取締役副会長 大手家電流通協会会長 公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会副会長 株式会社ギガス代表取締役会長 当社取締役（現任） 株式会社ギガス相談役 株式会社ギガス名誉顧問（現任）	(注)1	(注)5	—

役名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
常勤 監査役	安田 昌弘	1957年8月16日	1980年4月 2017年6月 2019年6月 2021年11月 2024年4月	東洋工業株式会社（現マツダ株式会社）入社 マツダ株式会社監査役 マツダ株式会社取締役監査等委員 株式会社ツーセル監査役 当社監査役（現任）	(注)2	(注)5	—
社外 監査役	都築 哲平	1988年12月22日	2012年4月 2014年9月 2018年1月 2018年8月 2019年8月 2021年3月	ヤマハ株式会社 入社 アクアフェリクス株式会社/アクア会計事務所 入社 都築コンサルティング事務所設立 代表 当社監査役（現任） 合同会社むさしのビズサポート 代表社員（現任） 都築哲平税理士事務所 代表税理士（現任）	(注)3	(注)5	6,000
社外 監査役	宇賀村 彰彦	1974年9月4日	1998年10月 1998年10月 2002年4月 2009年9月 2009年9月 2016年1月 2017年8月 2022年1月	公認会計士第2次試験合格 中央監査法人 入所 公認会計士登録 弁護士登録 鳥飼総合法律事務所入所 和田倉門法律事務所パートナー 宇賀村・澤田法律事務所（現宇賀村総合法律事務所）開設代表（現任） 当社監査役（現任）	(注)4	(注)5	—
計							245,900

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年1月28日開催の2025年10月期に係る定時株主総会終結の時から2026年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年4月19日開催の臨時株主総会終結の時から2027年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2024年1月26日開催の2023年10月期に係る定時株主総会終結の時から2027年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2026年1月28日開催の2025年10月期に係る定時株主総会終結の時から2029年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2025年10月期における役員報酬については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】8役員報酬の内容」に記載のとおりであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】



1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実に図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2 会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役会

当社は監査役会を設置しております。常勤監査役1名と非常勤監査役2名（うち社外監査役3名）で構成されております。

監査役会は、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役の業務執行状況を適正に監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。

ハ．会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年10月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、寺島洋希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

4 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。なお管理部に対する監査は、取締役会の指定する部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきまし

ては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

5 リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

6 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は取締役会における経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を担保するため、豊富な知見・経験を有する社外取締役を1名選任しております。また、経営に対する監視、監督機能を担保するため、社外監査役3名を選任しております。社外監査役都築哲平氏は、当社の株式を保有しておりますが、同氏は当社との間にはその他の人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

7 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

8 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役	78,492	78,492	—	—	5
監査役	15,800	15,800	—	—	3
合計	94,292	94,292	—	—	8

(注) 当事業年度において、取締役1名に対し、ストックオプションとしての新株予約権10,000個を付与しております。新株予約権の内容は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりです。

9 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

10 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

11 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の2分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

12 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

13 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。

14 中間配当に関する事項

当社は、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

15 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

16 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役及び社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

17 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案し、社外監査役との協議の上、監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、前事業年度(2023年11月1日から2024年10月31日まで)及び当事業年度(2024年11月1日から2025年10月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に把握することができる体制を整備するため、監査法人等の主催するセミナーへの参加や、社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 10 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 10 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	945,141	836,845
売掛金	281,495	198,699
商品及び製品	879,736	857,925
仕掛品	3,107	7,864
前払費用	23,836	23,741
その他	35,456	2,960
貸倒引当金	△1,979	△1,024
流動資産合計	2,166,794	1,927,011
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 152,776	※1 145,503
構築物（純額）	3,475	3,144
機械及び装置（純額）	16,487	20,730
車輛運搬具（純額）	1,075	981
工具、器具及び備品（純額）	15,089	12,792
土地	※1 166,978	※1 166,978
有形固定資産合計	※2 355,883	※2 350,131
無形固定資産		
ソフトウェア	7,814	7,778
ソフトウェア仮勘定	8,250	—
無形固定資産合計	16,064	7,778
投資その他の資産		
投資有価証券	961	457
関係会社株式	5,480	5,480
出資金	260	250
長期前払費用	10,752	11,513
繰延税金資産	11,022	28,809
その他	48,170	47,893
投資その他の資産合計	76,646	94,404
固定資産合計	448,595	452,314
資産合計	2,615,389	2,379,325

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 10 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 10 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※3 254,532	305,741
短期借入金	880,000	380,000
1 年内返済予定の長期借入金	※1 40,604	※1 35,256
未払金	203,897	164,992
未払費用	37,535	39,438
未払法人税等	19,575	105,772
未払消費税等	10,859	64,252
前受金	69,800	14,012
預り金	8,438	7,109
製品保証引当金	60	274
賞与引当金	13,226	12,441
その他	7	—
流動負債合計	1,538,538	1,129,292
固定負債		
長期借入金	※1 257,530	※1 222,274
退職給付引当金	2,378	2,656
資産除去債務	18,320	18,450
その他	4,370	4,370
固定負債合計	282,598	247,751
負債合計	1,821,136	1,377,043
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,062	3,062
資本剰余金合計	3,062	3,062
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	820,500	1,039,249
利益剰余金合計	820,500	1,039,249
自己株式	△39,390	△50,109
株主資本合計	794,173	1,002,202
新株予約権	79	79
純資産合計	794,252	1,002,282
負債純資産合計	2,615,389	2,379,325

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)
売上高	※1 12,186,198	※1 10,120,947
売上原価		
製品期首棚卸高	624,448	879,736
当期製品製造原価	※3 656,465	495,965
当期製品仕入高	9,529,177	7,319,897
合計	10,180,092	8,695,599
製品期末棚卸高	879,736	857,925
製品売上原価	9,930,356	※6 7,837,674
売上総利益	2,255,842	2,283,273
販売費及び一般管理費	※2、※3 2,063,694	※2 1,944,035
営業利益	192,147	339,237
営業外収益		
受取利息	26	15
受取配当金	0	0
固定資産売却益	※4 408	—
為替差益	—	47
受取保険金	—	8,570
キャッシュバック収入	1,795	5,650
その他	2,708	3,139
営業外収益合計	4,939	17,423
営業外費用		
支払利息	11,543	11,010
為替差損	61	—
その他	4,534	2,977
営業外費用合計	16,139	13,987
経常利益	180,948	342,674
特別利益		
新株予約権戻入益	1,505	—
特別利益合計	1,505	—
特別損失		
固定資産除却損	※5 1,951	※5 8,610
投資有価証券評価損	—	504
抱合せ株式消滅差損	7,457	—
特別損失合計	9,409	9,115
税引前当期純利益	173,044	333,558
法人税、住民税及び事業税	52,223	132,596
法人税等調整額	14,156	△17,787
法人税等合計	66,380	114,809
当期純利益	106,664	218,749

【製造原価明細書】

	前事業年度 (自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)	
区分	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	434	0.1	826	0.2
II 外注費	7,762	1.2	16,110	3.2
III 経費	650,016	98.7	483,785	96.6
当期総製造費用	658,213	100.0	500,722	100.0
期首仕掛品棚卸高	1,360		3,107	
合計	659,573		503,830	
期末仕掛品棚卸高	3,107		7,864	
当期製品製造原価	656,465		495,965	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	10,000	—	—	713,835	713,835	△46,800	677,035	1,585	678,621
当期変動額									
当期純利益				106,664	106,664		106,664		106,664
自己株式の取得							—		—
自己株式の処分		3,062	3,062			7,410	10,472		10,472
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△1,505	△1,505
当期変動額合計	—	3,062	3,062	106,664	106,664	7,410	117,137	△1,505	115,631
当期末残高	10,000	3,062	3,062	820,500	820,500	△39,390	794,173	79	794,252

当事業年度（自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日）

（単位：千円）

(単位：円)

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	10,000	3,062	3,062	820,500	820,500	△39,390	794,173	79	794,252
当期変動額									
当期純利益				218,749	218,749		218,749		218,749
自己株式の取得						△10,719	△10,719		△10,719
自己株式の処分							－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－	－
当期変動額合計	－	－	－	218,749	218,749	△10,719	208,029	－	208,029
当期末残高	10,000	3,062	3,062	1,039,249	1,039,249	△50,109	1,002,202	79	1,002,282

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	173,044	333,558
減価償却費	16,184	19,249
固定資産売却益	△408	—
固定資産除却損	1,951	8,610
新株予約権戻入益	△1,505	—
投資有価証券評価損	—	504
抱合せ株式消滅差損	7,457	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	989	△955
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,226	△785
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	568	278
受取利息及び受取配当金	△26	△15
受取保険金	—	△8,570
支払利息	11,543	11,010
売上債権の増減額 (△は増加)	△131,528	82,795
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△257,034	17,054
仕入債務の増減額 (△は減少)	40,348	51,209
未払金の増減額 (△は減少)	△31,947	△38,190
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△110,432	53,393
その他	5,026	△21,204
小計	△272,543	507,943
利息及び配当金の受取額	26	1
利息の支払額	△11,543	△11,010
法人税等の還付額	—	118
法人税等の支払額	△97,477	△46,518
保険金の受取額	—	8,570
営業活動によるキャッシュ・フロー	△381,537	459,104
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△322,339	△11,287
有形固定資産の売却による収入	408	—
無形固定資産の取得による支出	△4,659	△4,000
関係会社株式の取得による支出	△2,109	—
敷金保証金の差入による支出	△14,163	△26
敷金保証金の回収による収入	1,823	—
その他	3,345	△763
投資活動によるキャッシュ・フロー	△337,694	△16,077
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	830,000	1,580,000
短期借入金の返済による支出	△750,000	△2,080,000
長期借入れによる収入	311,000	—
長期借入金の返済による支出	△56,614	△40,604
自己株式の取得による支出	—	△10,719
財務活動によるキャッシュ・フロー	334,386	△551,323
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△384,846	△108,296
現金及び現金同等物の期首残高	1,282,675	945,141
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	47,311	—
現金及び現金同等物の期末残高	※ 945,141	※ 836,845

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、**1998** 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、及び **2016** 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～38 年
構築物	7～15 年
機械装置	9～15 年
車両運搬具	4～6 年
工具器具備品	4～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5 年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、決算日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載のとおりであります。

車輛及びその関連事業においては、主に、車輛の販売及び車検・点検整備等のサービスの提供を行っております。このうち、オークションでの車輛の販売については、オークション会場で落札された時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。一方、オークション以外での車輛の販売については、車輛を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、車検・点検整備等のサービスの提供については車検・点検整備等のサービスの提供時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から 3 ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資からなっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「キャッシュバック収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えをおこなっております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた 4,504 千円は、「キャッシュバック収入」1,795 千円、「その他」2,708 千円として組替えております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会) 等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028 年 10 月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
建物	116,776千円	112,151千円
土地	166,978	166,978
計	283,755	279,130

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
1 年内返済予定の長期借入金	33,240千円	33,240千円
長期借入金	251,810	218,570
計	285,050	251,810

(注) 上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は 290,000 千円であります。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	46,034千円	62,206千円

※3 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
流動負債		
買掛金	6,084千円	一千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 34%、当事業年度 26%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 66%、当事業年度 74%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
給料手当	559,588千円	551,001千円
賞与引当金繰入額	13,226	12,441
広告宣伝費	691,814	499,969
貸倒引当金繰入額	989	△955
退職給付費用	568	843
減価償却費	16,184	19,249

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
一般管理費	450千円	一千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
車輛運搬具（純額）	408千円	一千円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
建物（純額）	1,759千円	一千円
工具、器具及び備品（純額）	192	0
ソフトウェア	—	1,110
ソフトウェア仮勘定	—	7,500

※6 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
	一千円	28,720千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	600,000	—	—	600,000
合計	600,000	—	—	600,000
自己株式				
普通株式(注)	12,000	—	1,900	10,100
合計	12,000	—	1,900	10,100

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少 1,900 株は、株式交換による交付であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	79
	合計	—	—	—	—	—	79

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	600,000	—	—	600,000
合計	600,000	—	—	600,000
自己株式				
普通株式(注)	10,900	1,900	—	12,000
合計	10,900	1,900	—	12,000

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 1,900 株は、株主総会決議による自己株式の取得による増加 1,900 株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	79
	合計	—	—	—	—	—	79

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)
現金及び預金勘定	945,141 千円	836,845 千円
現金及び現金同等物	945,141	836,845

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが 3 ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当事項はございません。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	298,134	298,289	155
負債計	298,134	298,289	155

(注 1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	当事業年度
非上場株式	961
関係会社株式	5,480

(注 3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	945,141	—	—	—
売掛金	281,495	—	—	—
合計	1,226,636	—	—	—

(注 4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	880,000	—	—	—	—	—
長期借入金	40,604	32,836	35,256	37,348	31,490	120,600
合計	920,604	32,836	35,256	37,348	31,490	120,600

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類して

おります。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	—	298,289	—	298,289
負債計	—	298,289	—	298,289

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1 年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが 3 ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はございません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
--	------------------	------------	------------

長期借入金（1年内返済予定を含む）	257,530	248,089	△9,440
負債計	257,530	248,089	△9,440

（注 1）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当事業年度
非上場株式	457
関係会社株式	5,480

（注 3）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	836,845	—	—	—
売掛金	198,699	—	—	—
合計	1,035,544	—	—	—

（注 4）長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	380,000	—	—	—	—	—
長期借入金	35,256	35,256	34,928	31,490	29,040	91,560
合計	415,256	35,256	34,928	31,490	29,040	91,560

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	248,089	—	248,089
負債計	—	248,089	—	248,089

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用しております。

非積立型の確定給付制度としての退職一時金制度では、退職給付として勤務期間に基づいた一時金を支給します。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,809 千円	2,378 千円
退職給付費用	568	843
退職給付の支払額	—	565
退職給付に係る負債の期末残高	2,378	2,656

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2024 年 10 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 10 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	2,378 千円	2,656 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,378	2,656
退職給付引当金	2,378	2,656
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,378	2,656

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 568 千円 当事業年度 843 千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日)
新株予約権戻入益	1,505 千円	一千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 3 回新株予約権	第 5 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社新株予約権の受託者 1	取締役 1 従業員 8
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 5,130 株	普通株式 58,000 株
付与日	2022 年 11 月 18 日	2025 年 9 月 15 日
権利確定条件	「第 5【発行者の状況】1 【株式等の状況】(2)【新株 予約権等の状況】」に記載の とおりです。	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左
権利行使期間	自 2023 年 11 月 1 日 至 2031 年 10 月 15 日	自 2027 年 8 月 19 日 至 2035 年 8 月 18 日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権	第 5 回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	5,130	60,000	—
付与	—	—	58,000
失効	—	60,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	5,130	—	58,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

②単価情報

	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権	第 5 回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,445	5,642	3,610
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	15.51	—	—

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますが、十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、本源的価値により算出しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社株式の評価方法は、類似会社比較方式により算出した株式価値を勘案し算定した価格を用いております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,036千円	9,163千円
賞与引当金	4,498	4,231
資産除去債務	6,230	6,430
投資有価証券評価損	8,175	8,553
商品評価損	—	9,767
その他	2,709	3,390
繰延税金資産小計	23,650	41,535
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,175	△8,553
評価性引当額小計	△8,175	△8,553
繰延税金資産合計	15,475	32,982
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△4,453	△4,172
繰延税金負債合計	△4,453	△4,172
繰延税金資産純額	11,022	28,809

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
法定実効税率	34.01%	
(調整)		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.21	
抱合せ株式消滅差損	7.12	
租税特別措置法上の税額控除	△5.34	
その他	0.37	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.36	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.01%から34.85%に変更し計算しています。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は80千円増加し、法人税等調整額が80千円減少しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社施設用建物とショールームの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15～22 年と見積り、割引率は当該使用期間に応じた国債の利回り（0.374%～2.132%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
期首残高	16,428千円	18,320千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,765	—
資産除去債務の履行に伴う減少額	—	—
時の経過による調整額	117	130
期末残高	18,320	18,450

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日）

(単位：千円)

	車輛及びその関連事業
一時点で移転される財	12,164,333
一定の期間にわたり移転される財	21,864
顧客との契約から生じる収益	12,186,198
その他の収益	—
外部顧客への売上高	12,186,198

当事業年度（自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日）

(単位：千円)

	車輛及びその関連事業
一時点で移転される財	10,098,295
一定の期間にわたり移転される財	22,652
顧客との契約から生じる収益	10,120,947
その他の収益	—
外部顧客への売上高	10,120,947

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項（重要な会計方針）6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	142,399	281,495
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	281,495	198,699
契約負債（期首残高）	41,233	69,800
契約負債（期末残高）	69,800	14,012

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に計上しております。

契約負債は、商品及び製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。前事業年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額は 41,233 千円であります。当事業年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額は 69,800 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【関連情報】

前事業年度（自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	車輦及びその関連事業
外部顧客への売上高	12,186,198

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ユー・エス・エス（オートオークション）	10,315,790

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連する報告セグメントの名称を記載しておりません。

当事業年度（自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	車輦及びその関連事業
外部顧客への売上高	10,120,947

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ユー・エス・エス（オートオークション）	8,145,015

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連する報告セグメントの名称を記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は次のとおりです。

項目	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
1株当たり純資産額 (円)	1,346.28	1,704.43
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	794,252	1,002,282
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	79	79
(うち新株予約権) (千円)	(79)	(79)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	794,173	1,002,202
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	589,900	588,000

1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり当期純利益 (円)	180.82	371.66
(算定上の基礎)		
当期純利益 (千円)	106,664	218,749
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	106,664	218,749
普通株式の期中平均株式数 (株)	589,895	588,578
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	180.33	370.65
(算定上の基礎)		
普通株式増加数 (株)	1,600	1,600
(うち新株予約権) (株)	(1,600)	(1,600)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下であるため、財務諸表等規則第 124 条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	168,563	590	—	169,153	23,650	7,863	145,503
構築物	4,405	—	—	4,405	1,260	331	3,144
機械及び装置	23,294	7,387	—	30,681	9,950	3,144	20,730
車輛運搬具	6,537	328	—	6,865	5,884	423	981
工具、器具及び備品	32,139	2,266	152	34,253	21,460	4,562	12,792
土地	166,978	—	—	166,978	—	—	166,978
有形固定資産計	401,918	10,572	152	412,337	62,206	16,324	350,131
無形固定資産							
ソフトウェア	16,268	4,000	5,959	14,309	6,530	2,924	7,778
ソフトウェア仮勘定	8,250	—	8,250	—	—	—	—
無形固定資産計	24,518	4,000	14,209	14,309	6,530	2,924	7,778
長期前払費用	11,155	1,461	371	12,245	732	700	11,513

(注) 当期増減額のうち、主なものは次のとおりです。

機械及び装置	増加額 (千円)	設備投資による増加	7,387
ソフトウェア	増加額 (千円)	設備投資による増加	4,000
	減少額 (千円)	除却による減少	5,959
ソフトウェア仮勘定	減少額 (千円)	除却による減少	8,250

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	880,000	380,000	1.31	—
1年以内に返済予定の長期借入金	40,604	35,256	0.98	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	257,530	222,274	0.99	2026年～2034年
合計	1,178,134	637,530	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	35,256	34,928	31,490	29,040

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,979	1,024	—	1,979	1,024
賞与引当金	13,226	12,441	9,625	3,600	12,441
製品保証引当金	60	274	—	60	274
退職給付引当金	2,378	843	565	—	2,656

- (注) 1.貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は洗替による戻入であります。
2.賞与引当金の「当期減少額（その他）」は洗替による戻入であります。
3.製品保証引当金の「当期減少額（その他）」は洗替による戻入であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	717
預金	
普通預金	836,127
小計	836,127
合計	836,845

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ユー・エス・エス	101,911
株式会社ネクステージ	28,898
株式会社アプラス	26,000
株式会社アイ・エー・エー	6,806
株式会社エス・アール	3,453
その他	31,629
合計	198,699

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率 （％）	滞留期間 （日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ <u>(B)</u> 365
281,495	11,133,042	11,215,837	198,699	98.3	8

ハ. 商品及び製品

品目	金額（千円）
車輛	835,347
パーツ	22,578
合計	857,925

ニ. 仕掛品

品目	金額（千円）
車輛	7,864
合計	7,864

②流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
個人（注）	268,076
株式会社ゼロ	7,939
株式会社 P-1 トランスポート	6,817
東邦自動車株式会社	4,423
株式会社バオム	3,648
その他	14,838
合計	305,741

（注）相手先は多数の個人であり、個々の金額は僅少であるため、その具体名の記載を省略しています。

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
グーグル合同会社	70,285
三菱 UFJ ニコス株式会社	24,440
novi 株式会社	12,375
株式会社 LayerX	11,971
株式会社 FAKE	5,661
その他	40,258
合計	164,992

（3）【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日、毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.currentmotor.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

カレント自動車株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市中

代表社員	公認会計士	新開 智之
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	寺島 洋希
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカレント自動車株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレント自動車株式会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）別途保管しております。